

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	中央魚類株式会社			コード	8030
提出日	2026/7/9	異動（予定）日	2026/6/26		
独立役員届出書の提出理由	・ 社外役員体制の変更のため ・ 渡邊淳子氏を指定したため				
☐ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）					

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）													異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	足利金兵衛	社外取締役											○					
2	木曾琢真	社外取締役	○													○		有
3	渡邊淳子	社外取締役	○													○	指定	有
4	田中 輝	社外取締役										○	○				新任	
5	服部 篤	社外取締役								○			○				新任	
6	澤野敬一	社外監査役																
7	安西敏郎	社外監査役															新任	
8	平尾嘉昭	社外監査役	○													○		有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	社外取締役である足利金兵衛氏は株式会社足利本店の取締役会長であり、当社は株式会社足利本店との間に営業上の取引があります。	当社取引先でもある株式会社足利本店の会長として長年会社経営に携わり、水産業界及び経営全般について経験・見識を有し、当社取締役会においても適切な監督を行っており、今後とも取締役会での監督・助言を期待していることから引き続き取締役としております。
2		銀行の調査部やシンクタンクでの長年の経験を有しており、日本経済全般に対する深い知見を有することから、水産事業を超えたより広い経済環境という視点から当社を取り巻く環境の変化に対する助言を期待していることから引き続き取締役としております。尚、一般株主様と利益相反が生じるおそれがないことから独立役員に指定しております。
3		銀行の支店長やシンクタンクを経て、事業会社の取締役として収益基盤の確立と女性管理職の育成・輩出の経験を有しており、ダイバーシティ推進の観点から当社の将来の発展に資する助言を期待していることから引き続き取締役としております。尚、一般株主様と利益相反が生じるおそれがないことから独立役員に指定しております。
4	社外取締役である田中輝氏は、当社の主要株主である株式会社ニッスイの代表取締役社長執行役員であり、当社は株式会社ニッスイとの間に営業上の取引があります。	株式会社ニッスイの代表取締役社長として水産及び食品事業の経営の陣頭指揮を執り、深く幅広い知識・経験・洞察力を有していることから、水産事業及び経営全般についての専門的観点からの監督・助言頂くことを期待し、取締役としております。
5	社外取締役である服部篤氏は株式会社極洋の取締役であり、当社は株式会社極洋との間に営業上の取引があります。	当社取引先でもある株式会社極洋の取締役で東京支社長の経験もあり、水産事業、食品事業、及び経営に深い見識と経験を有しており、当社に対して水産事業、及び経営全般についての専門的観点からの監督・助言をいただくことを期待し、取締役としております。
6		水産資源の政策に係る長年にわたる研究により培われた豊富な経験と高い専門性を有しており、当社への適切な助言及び監査を行っていることから、社外監査役と致しました。
7		三菱商事株式会社では水産部門の経験があり、日本超低温株式会社、日超オペレーション株式会社の社長を歴任し、経営の一端を担ってきました。水産物だけでなく物流業界での経営経験が豊富なことから、当社への適切な監査を遂行頂けることを期待し、新たに社外監査役と致しました。
8		弁護士として会社法や労働問題を中心に幅広い企業法務の経験と知識を有しており、法律の専門家として独立した立場から適正かつ客観的な監査を行っていることから、社外監査役と致しました。尚、一般株主様と利益相反が生じるおそれがないことから独立役員に指定しております。

4. 補足説明

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。

※6 独立役員を1名以上確保できていない状況が生じた場合又は社外取締役を1名以上確保できていない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範に違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。